1．令和5年度就学援助制度の実施について

		1．就学援助制度の周知方法																														
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）											（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるものは1つに○）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものは全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものは全てに○）							（8）（7）のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校を通じて就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校を通じて就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から配布	ケ．教育委員会から児童生徒へ直接パンフ等へ案内を送付	コ．その他			ア．申請を受け付けず、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けたが、年度末から援助	ウ．随時申請を受け付けたが、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け、各学期始めから援助	オ．その他		ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校または教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらずイ．を教育委員会に提出	オ．申請の有無にかかわらずウ．を教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらずイ．を教育委員会に提出	キ．その他		ア．目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安の掲載等を記載	エ．各費目の援助年間の援助額の記載	オ．外国語版の申請書を作成	カ．その他	
02	02	51	16	22	12	35	51	79	1	7	9	9	1	18	81	0	2	2	51	12	26	0	0	0	1	1	30	1	17	34	11	13	13
長野県	長野市	○					○	○							○				○	○									○				
長野県	松本市	○	○				○	○							○				○											○	○		
長野県	上田市	○	○	○	○	○	○	○							○				○											○	○		
長野県	岡谷市	○					○	○							○						○										○		
長野県	飯田市	○		○	○	○	○	○			○	児童扶養手当申請時に制度を説明			○						○						○		○	○	○		
長野県	飯山市	○					○	○							○				○											○			
長野県	須坂市	○	○			○		○							○						○								○			○	・外国語（英語・ポルトガル語・タイ語・中国語）の就学援助のお知らせのチラシを作成している。
長野県	小諸市	○				○		○							○				○											○			
長野県	伊那市	○					○	○			○	児童扶養手当申請時に案内			○				○												○	○	転入者等には学校を通じて案内している。
長野県	駒ヶ根市	○			○		○	○							○				○								○		○	○			
長野県	中野市	○					○	○						○					○								○						
長野県	大町市	○					○	○							○						○						○						
長野県	飯山市	○	○	○		○	○	○							○				○								○		○	○			
長野県	茅野市	○					○	○			○	保育園を通じて年長児の全家庭に書類を配布					○	年度当初分については、いったん申請締切を設定して受け付けるが、締切を過ぎての申請については随時受け付け、年度当初から認定できる申請については年度当初分から援助。年度途中から認定となった申請については申請月又は申請の翌月から援助している。	○	○							○		○	○		○	教育委員会や学校にて面談状況の相談がある場合や転入の場合などに随時ご案内している。
長野県	塩尻市	○	○	○		○	○	○						○							○								○	○	○		
長野県	佐久市	○	○		○	○	○	○							○				○	○							○		○	○			
長野県	千曲市	○				○	○	○							○				○					○	新入学児童学用品費等の入学前支給（小学校就学予定者）の申請に関しては希望者が教育委員会に提出。									
長野県	東御市	○					○	○							○						○									○		○	目につきやすいように色付きの用紙で配布している。
長野県	安曇野市	○	○				○	○			○	生活保護担当課を通じて生活保護受給世帯へ書類を配布。			○				○										○		○		
長野県	小諸市	○						○							○				○											○			
長野県	川上村					○	○	○							○				○													○	小中、低小の連絡等で必要があると思われる家庭を予め学校でも把握しており個別に説明を行うなどしている
長野県	南牧村				○	○	○	○							○					○									○	○			
長野県	南相木村					○	○	○						○					○	○										○			
長野県	北相木村						○	○									○	基本的に7とし、転入や災害等で被災したような場合は申請を受け付ける。		○										○			
長野県	佐久穂町	○					○	○							○				○													○	就学援助制度の周知は、毎年度初めに未就学児含む幼の保護者に対してチラシ配布。
長野県	軽井沢町	○	○		○		○	○							○						○											○	全児童生徒へ書面にて周知を行い、必要な家庭には書類一式を封筒に入れ渡している。
長野県	御代田町					○	○	○		○					○						○												
長野県	立科町	○					○	○							○				○								○						
長野県	青木村						○	○							○				○								○						
長野県	長和町		○					○		○					○				○								○						
長野県	下諏訪町	○				○	○	○							○				○														
長野県	富士見町	○	○		○	○	○	○							○				○														
長野県	原村		○	○				○							○				○								○						
長野県	阿智村	○					○	○							○				○		○								○	○			
長野県	平谷村						○	○							○				○												○		
長野県	根羽村							○							○																		
長野県	下條村						○								○				○														
長野県	売木村							○							○				○														
長野県	天龍村									○					○				○								○						
長野県	泰阜村	○					○	○							○					○										○		○	学校の参観日の校長講話等の前に各校の保護者に直接説明。
長野県	喬木村						○	○	○						○						○									○			
長野県	豊丘村	○					○	○							○						○						○			○			
長野県	大鹿村				○			○												○							○						
長野県	上松町							○							○				○								○						
長野県	南木曽町							○		○	○	胖子!なぎて 子ども・子育て支援ハンドブック」町内全戸配布済み（の中で、制度についての記載あり。（町ホームページからダウンロード可）			○						○							○				
長野県	木祖村				○	○		○							○				○								○						
長野県	王滝村						○	○					○								○						○						

2. 新入学児童を保護者負担等の入学前支給（要保護及び准要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つにO）

都道府県	市町村名	<小学校>ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童分その費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他	<小学校>(2)（1）のカの内容	<小学校>ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校>ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校>ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や保育所を配布	キ. 城内の中学校で在校生及び保護者に対して案内（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者向け説明会で案内を郵送	コ. その他	<小学校>(6)（5）のコの内容	<小学校>(7)（4）でア、イ、ウ、エにOをした場合、（入学前支給の）①開始時期②申請期日③（7の場合）支給時期	<小学校>ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などが内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定対象児童が増えると、支給後に転勤へ／した場合の対応など、事務量が増加するから	エ. 入学前支給と比べると、保護者負担軽減制度がありあるから	オ. その他	<小学校>(9)（8）のエ及びオの内容
02	02	39	7	7	1	7	1	2	39	9	1	6	0	0	0	0	0	3	20	34	2	22	10	13	7	26	24	4	0	8	2	2	1	2	0	6	0	0	1
長野県	長野市	○							○											○		○		○		○													
長野県	松本市	○							○											○		○	○																
長野県	上田市	○							○											○			○		○	○													
長野県	岡谷市	○							○										○						○														
長野県	飯田市	○							○											○						○													
長野県	諏訪市	○							○											○							○			○									
長野県	須坂市	○							○										○				○				○												
長野県	小諸市	○							○										○							○													
長野県	伊那市	○							○											○							○												
長野県	駒ヶ根市	○							○										○			○			○														
長野県	中野市	○							○											○										○									
長野県	大町市	○							○										○					○															
長野県	飯山市	○							○											○		○	○	○									①前年度12月頃、②前年度2月、③前年度3月						
長野県	茅野市	○							○										○			○					○			○									
長野県	塩尻市	○							○											○				○															
長野県	佐久市	○							○									○				○	○		○	○	○												
長野県	千曲市	○							○											○										○									
長野県	東御市	○							○										○			○				○													
長野県	安曇野市	○							○											○		○	○				○												
長野県	小海町		○									○																											
長野県	川上村		○								○																												
長野県	南牧村		○									○																											
長野県	南相木村		○									○																											
長野県	北相木村					○																																	
長野県	佐久穂町	○							○											○						○		○											
長野県	軽井沢町	○							○										○			○	○	○	○														
長野県	御代田町	○							○										○							○													
長野県	立科町	○							○										○								○			○									
長野県	青木村	○							○										○								○				○	城外に通園や自宅保育者には、案内を送付。							
長野県	長和町	○							○											○							○	○												
長野県	下諏訪町	○							○											○							○													
長野県	富士見町	○							○										○				○		○														
長野県	原村	○							○											○		○		○			○												
長野県	阿智村	○							○											○		○					○												
長野県	平谷村	○							○											○							○												
長野県	根羽村	○							○											○							○												
長野県	下條村								○											○		○		○		○													
長野県	売木村								○											○																			
長野県	天龍村								○											○																			
長野県	泰阜村								○											○																			
長野県	喬木村								○											○		○				○	○												
長野県	豊丘村								○										○					○				○		○									
長野県	大鹿村								○											○						○				○									
長野県	上松町								○																														
長野県	南木曽町								○																														
長野県	木祖村																																						
長野県	王滝村																																						

																														5．要対象児童等の認定について（重複選択）					
																														（1）当てはまるもの１つに○					（2）（1）のその内容
		<中学校>							<中学校>				<中学校>								<中学校>														
都道府県	市町村名	ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給をしていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学児童数がいないため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象児童がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	<中学校>（2）（1）のその内容	ア．令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ．未定	ア．4月以前	イ．5月	ウ．6月	エ．7月	オ．8月	カ．9月	キ．10月	ク．11月	ケ．12月	コ．1月	サ．2月	シ．3月	ス．4月初旬（入学式前）	ア．年度末の時期だから	イ．規則改正などの内容が複雑で時間がかかるから	ウ．認定件数が増えると、事務量に比例して時間がかかるなど、事務量が増加するから	エ．入学前支給と保育料無償化の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	<中学校>（6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前より要対象児童等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の拡充により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
02	02	19	6	7	0	7	3	4	50	0	1	5	0	0	0	0	0	3	18	35	2	2	0	4	0	0	0	25	0	48	3	0	4	2	2
長野県	長野市	○							○											○								○							
長野県	松本市								○											○								○							
長野県	上田市	○							○										○																
長野県	岡谷市	○							○										○											○					
長野県	飯田市	○							○											○								○							
長野県	諏訪市	○							○											○										○					
長野県	須坂市	○							○										○											○					
長野県	小諸市	○							○										○									○							
長野県	伊那市	○							○											○										○					
長野県	駒ヶ根市	○							○										○											○					
長野県	中野市	○							○											○										○					
長野県	大町市	○							○										○									○							
長野県	飯山市	○							○											○								○							
長野県	茅野市	○							○											○								○							
長野県	塩尻市	○							○											○										○					
長野県	佐久市	○							○									○																○	就学援助制度の趣旨に従い、経済的に就学困難と認められる児童生徒に対し制度に沿った対応を行う。
長野県	千曲市	○							○											○										○					
長野県	東御市	○							○										○															○	相談があった場合に検討する予定。
長野県	安曇野市	○							○											○								○							
長野県	小海町					○																									○				
長野県	川上村		○								○																	○							
長野県	南牧村	○							○											○										○					
長野県	南相木村					○																								○					
長野県	北相木村					○																								○					
長野県	佐久穂町	○							○											○								○							
長野県	軽井沢町	○							○										○											○					
長野県	御代田町	○							○										○									○							
長野県	立科町	○							○										○											○					
長野県	青木村	○							○										○											○					
長野県	長和町	○							○											○								○							
長野県	下諏訪町	○							○											○								○							
長野県	富士見町	○							○										○											○					
長野県	原村	○							○											○								○							
長野県	阿智村	○							○										○											○					
長野県	昭和村	○							○											○										○					
長野県	南箕輪村	○							○											○										○					
長野県	中川村	○							○											○										○					
長野県	宮田村	○							○											○													○		
長野県	松川町	○							○											○								○							
長野県	高森町	○							○											○										○					
長野県	阿南町	○							○											○										○					
長野県	阿智村	○							○											○								○							
長野県	平谷村		○									○																		○					
長野県	根羽村		○									○																		○					
長野県	下條村						○	全ての新入学生徒に対し、入学前に村からの入学祝いとして、村内の商店で使用できる商品券を支給している。																							○				
長野県	売木村			○																				○						○					
長野県	天龍村					○																											○		
長野県	泰阜村	○							○											○								○							
長野県	喬木村	○							○										○											○					
長野県	豊丘村	○							○											○										○					
長野県	大鹿村			○																		○								○					
長野県	上松町		○									○																		○					
長野県	南木曽町	○							○									○												○					
長野県	木曽村		○									○																○							
長野県	王滝村						○	令和4年度から王滝中学校は休校中。																									○		

都道府県	市町村名	4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																					5. 生活保護基準見直しによる要保護者への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における事業保護の認定基準(該当するもの全てに○)																			(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村就学援助基準額等に掛ける係数(倍率)		(6) (3)でチと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村長等の裁定	ウ. 市区町村長の就学援助の実施	エ. 医療年金保険料の減免または猶予の措置	オ. 国民健康保険の保険料の減免または猶予の措置	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 障害者手帳所持者	ク. PTA会費、学級費の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 母・人の寡婦の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状況の悪い者、学費、給食費が悪い者または学用品等に不自由していると考えられる生活状態が きわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由によると考えられる者が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して算出した額(394万円)、15倍465万円等)(係数(倍率)をA(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して算出した額(394万円)、1.15倍465万円等)(係数(倍率)をA(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費に一定の係数を掛けたもの(生活保護基準額、又は民基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)をA(4)に記入してください、記入例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割)又は均等割(課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例、課税最低限度額の10倍、1.15倍等)(係数および区分をA(5)に記入してください。)	テ. その他			1. 災害・疾病・失業等により生計に著しい変化を生じ生活が困難であると認められる世帯	2. 学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	3. 教育委員会が特に援助を必要と認めるもの	4. 生活保護基準を所得に換算し、それが世帯の総所得で計算された金額の0.21倍未満であれば認定 ・生活保護基準については、例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響が出ないよう、見直し前の基準(平成29年4月1日時点)を用いている。	5. 学校または教育委員会が特に援助を必要と認める状態にある者	6. 生活保護基準額が減額となる場合、その影響が生じないよう、生活保護基準額の変更基準で認定となった者は、改めて、見直し後の生活保護基準に基づく保護基準の認定基準により再認定など)	7. 生活保護基準額が減額となる場合、その影響が生じないよう、生活保護基準額の変更基準で認定されるが、対応していない	8. その他	9. (2)でエとした場合のその内容	令和5年4月以降、生活保護が生じると認められるが、対応していない			令和4年度
																					倍	倍											
02	02	79	81	69	71	72	76	60	60	68	68	68	67	79	59	24	5	13	0	37	41	0	1	4	14	14	5	6	2	1	1	14	14	
長野県	長野市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		災害・疾病・失業等により生計に著しい変化を生じ生活が困難であると認められる世帯			○							平成25	4	15%未満
長野県	松本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	2.21		・学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	・生活保護基準を所得に換算し、それが世帯の総所得で計算された金額の0.21倍未満であれば認定 ・生活保護基準については、例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響が出ないよう、見直し前の基準(平成29年4月1日時点)を用いている。		○								平成25	4	15%未満
長野県	上田市	○	○									○	○			○				○	1.5		教育委員会が特に援助を必要と認めるもの		○		○								10%未満
長野県	岡谷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2			基準根拠の課税所得等の分類は総収入		○						平成25	7	15%未満
長野県	飯田市	○	○				○					○						○			1.3														15%未満
長野県	諏訪市	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○			○			○	1.2		病気・災害などの特別な事情により、生活が困難である場合		○			○							15%未満
長野県	須坂市	○	○			○	○	○						○		○				○	1.3		・経済的に就学が困難な状況。 ・保護者が不慮の災害・疾病・失業等により世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難。		○		○								15%未満
長野県	小諸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.4				○				○						15%未満
長野県	伊那市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3														15%未満
長野県	駒ヶ根市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3			1.3倍以上1.6倍未満の場合、家庭の状況を各個判断して該当か否かを判断する。	○				○						15%未満
長野県	中野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○			1.3														15%未満
長野県	大町市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				15%未満
長野県	飯山市	○	○				○											○			1.2														15%未満
長野県	茅野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成24年	12	15%未満
長野県	塩尻市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					1.3					○							29	10	15%未満
長野県	佐久市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.4		学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者			○						平成30	4	15%未満
長野県	千曲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.5														15%未満
長野県	東御市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2					○						平成24	4	15%未満
長野県	安曇野市	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○			1.5														15%未満
長野県	小海町		○																																5%未満
長野県	川上村	○	○	○	○	○	○			○	○									○			学校長や民生委員が特に援助が必要と認める場合												5%未満
長野県	南牧村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			その他教育委員会が特に援助を必要と認める状態にある者												10%未満
長野県	南相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる者												5%未満
長野県	北相木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			0%未満
長野県	佐久穂町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者。												10%未満
長野県	軽井沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○																				10%未満
長野県	御代田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			学校長または民生児童委員が特に援助が必要と認める状態にある者。												10%未満
長野県	立科町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			学校長又は民生児童委員が特に援助が必要と認める子で教育委員会で認める者												10%未満
長野県	青木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				0%未満
長野県	長和町	○	○	○	○	○	○																												0%未満
長野県	下諏訪町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.4		学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にあるもの		○			○							15%未満
長野県	富士見町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○		○								15%未満
長野県	原村	○	○				○					○						○		○	1.3		学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者												20%未満
長野県	阿智村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						1														15%未満
長野県	平谷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3														10%未満
長野県	南箕輪村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	1.3		児童生徒が就学する学校の校長又は児童民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者。			○						平成29	5	10%未満
長野県	中川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3					○						平成24	12	10%未満
長野県	宮田村		○				○						○			○					1.3					○						平成30	10	0%未満
長野県	松川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2														15%未満
長野県	高森町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				○		○								15%未満
長野県	阿南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.5				○			○							5%未満
長野県	阿智村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			学校長又は民生委員が特に援助を必要と認める状態にある者												10%未満
長野県	平谷村	○	○		○	○	○			○					○					○			学校長または民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある方												0%未満
長野県	根羽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			その他学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者												10%未満
長野県	下條村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			学校長または民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者												10%未満
長野県	売木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満
長野県	天龍村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○			学校長又は民生(児童)委員が特に援助の必要を認める状態にある者												0%未満
長野県	泰阜村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満
長野県	喬木村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			その他学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者												10%未満
長野県	豊丘村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満
長野県	大鹿村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				10%未満
長野県	上松町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			保護者が災害等により被災し、生活が困難と認められる者 学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認められる状態にある者												5%未満
長野県	南木曽町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○			・保護者が災害等により被災し、生活が困難と認められる者 ・学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者												5%未満
長野県	木曽村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.3		民生児童委員、教育委員会が特に援助を必要と認めている。			○						平成30	4	5%未満
長野県	王滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○				1.3				○			○							5%未満

7. 令和5年度重要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)

都道府県	市町村名	(1-1. 費目毎の援助額) 学用品費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	通学費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	(5) 補足事項
02	02	77	1	1	15	15	15	60	60	1	3	76	1	1	11	11	11	84	84	0	2	18	12	12	2	2	2	2	2	4	4	74	22	22	36	34	34	19	19	0	4	23
長野県	長野市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○			○	22,690	20,718					
長野県	松本市	○						○	11,630			○						○	51,080			○								○		○	○	26,653								※通学用品費は1年生を除く ・体育実技用具費は実績なし ・医療費は高校3年生まで福祉医療費として給付あり ・通学費は遠距離通学事業あり
長野県	上田市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	23,483								通学費は令和4年度実績なし。
長野県	岡谷市	○						○	13,900		2～6年生の単価	○						○	54,080													○	○	34,507								
長野県	飯田市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	28,070								体育実技用具費及び通学費については、支給実績なし。
長野県	諏訪市	○			○	11,640	11,474					○						○	54,080													○			○	22,690	22,690					・家庭環境助金の予算単価または特別支援教育就学奨励費の施策補助対象となる保護者実質負担限度額のいずれか金額が高い方を支給上限額として設定している。 ・給食費は年間総額の例ゆき支給。
長野県	須坂市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○			○	22,690	22,557					
長野県	小諸市	○			○	11,630	10,835					○						○	54,080			○	○	0							実績なし	○	○	30,112								通学費・・・実績なし
長野県	伊那市	○								○		○						○	54,080			○	○	0								○			○	22,690	22,400					・学用品費と通学用品費は「学用品費等」として、1年生11,630円、2～6年生13,900円を適度に支給 ・体育実技用具費(スキー、スケート)は校外活動の一環として取り扱っている ・通学費、卒業アルバムは、医療費は実績(見込)なし
長野県	飯山市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	32,000								・医療費は、基本的に福祉医療制度を利用していただいているため実績なし。
長野県	中野市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	29,420	29,340					修学旅行費:過去に実施した実績額のため考えられるが、実績低いのと原設定しているため、近年は過をていない。 (H14から簡単額より高い)
長野県	大町市	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○	○	27,658								体育実技用具費、通学費、校外学習(宿泊あり)、医療費は、支給実績なし。
長野県	飯山市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690					
長野県	茅野市	○						○	11,630			○						○	51,080													○	○	34,412								
長野県	塩尻市	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	33,097								医療費は、福祉医療の自己負担額(1レセプトあたり500円)
長野県	佐久市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	40,000	21,828					
長野県	千曲市	○						○	11,630			○						○	54,080			○			○	40,020	0					○			○	22,690	22,690					体育実技用具費、通学費、生徒会費は実績なし。 通学用品費は1学年は抜く。 学校給食費は令和4年度より実費、令和3年度までは定額支給。
長野県	東御市	○			○	11,630	11,303					○						○	54,080											○		○			○	22,690	22,121					通学費:市独自の支給要綱により、学校から一定距離以上の通学をしている児全てに支給。 医療費:満18歳まで市の福祉医療として無料。 給食費:給食単価×給食日数を支給。
長野県	安曇野市	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	20,320					
長野県	小海町	○						○	14,780			○						○	19,900													○						○	20,600		
長野県	川上村	○						○	14,780		1学年は12,610円	○						○	19,900													○						○	20,600		
長野県	南牧村	○			○	14,780	14,780					○			○	21,000	21,000															○	○	20,600							
長野県	南相木村	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	0					
長野県	北相木村	○						○	11,630			○						○	54,080											○	全児童無償化	○			○	22,690	0					
長野県	佐久穂町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	18,629					
長野県	軽井沢町	○						○	11,630			○						○	54,080													○			○	22,690	22,690					
長野県	御代田町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0							実給実績なし。	○						○	22,690		
長野県	立科町	○						○	11,630			○						○	45,080													○			○	22,690	0					医療費は実績なし。
長野県	青木村	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	22,690		
長野県	長和町	○						○	11,630																							○			○	39,924	39,924					
長野県	下諏訪町	○						○	11,630			○						○	54,080			○	○	0								○			○	22,690	22,690					体育実技用具費及び通学費、校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。
長野県	富士見町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	22,690					
長野県	原村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	22,690								
長野県	阿智村	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	22,690		
長野県	平谷村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	22,690								
長野県	根羽村	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	22,690		
長野県	下條村	○						○	11,630		1年生11,100円、その他学年13,200円	○						○	19,900													○			○	20,600	0				実績なし
長野県	売木村	○						○	11,630			○						○	51,080													○	○	21,622								
長野県	天龍村	○						○	11,630			○						○	51,080													○			○	22,690	0				実績なし。
長野県	泰阜村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	0								
長野県	喬木村	○						○	13,260			○						○	54,080													○			○	26,180	20,661					
長野県	豊丘村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	12,100								
長野県	大鹿村	○						○	11,630			○						○	54,080													○						○	22,690		
長野県	上松町	○			○	18,955	18,955					○			○	83,100	0																									無償化
長野県	南木曽町	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080															○			○	22,690	226,950					
長野県	木曽町	○						○	11,630			○						○	0		実績なし。											○						○	22,690		
長野県	王滝村	○						○	11,630			○						○	54,080													○	○	0								
長野県	王滝村	○			○	11,630	0					○			○	54,080	0					○			○	40,020	0					○			○	22,690	0				一部な建食部	対象費目全てに対して実績はありません

都道府県	市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																									8. その他
		（1） 費目毎の援助額																																								（5）補足事項	
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費											
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和5年度単価	その他	補足事項		就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
82	82	74	1	1	14	14	14	58	58	1	3	74	1	1	10	10	10	63	63	0	2	18	12	12	1	1	1	2	2	4	5	72	24	24	31	31	31	17	17	0	3	22	3
長野県	長野市	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0							実績なし	○			○	60,910	53,399						
長野県	松本市	○						○	22,730			○						○	60,000			○								○		○	○	47,986								※通学用品費は1年生を除く ・体育実技用具費は実績なし ・医療費は高校3年生まで福祉医療費として給付あり ・通学費は遠距離通学事業あり	
長野県	上田市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	38,500								○	○	64,786									
長野県	岡谷市	○						○	25,000		2～3年生の単価	○						○	60,000													○	○	48,824									
長野県	飯田市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	47,591								体育実技用具費及び通学費については、支給実績なし。	
長野県	諏訪市	○			○	22,740	22,275					○						○	63,000													○			○	60,910	49,578					・要保護補助金の予算単価または特別支援教育就学奨励費の国庫補助対象となる保護者実費負担限度額のいずれか金額が高い方を支給上限額として設定している。 ・給食費は年間総額の98%を支給。	
長野県	須坂市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	63,840								○			○	60,910	58,134						
長野県	小諸市	○			○	22,730	21,243					○						○	63,000			○	○	0							実績なし	○	○	67,385								通学費・・・実績なし	
長野県	伊那市	○								○		○						○	63,000			○	○	0								○			○	60,910	56,892					・学用品費と通学用品費は「学用品費等」として、1年生22,730円、2～3年生25,000円を限度に支給 ・通学費、医療費は実績（見込）なし	
長野県	駒ヶ根市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	64,294								・校外活動費（宿泊を伴うもの）は、宿泊を伴う校外活動を実施しなかったため実績なし。 ・医療費は、基本的に福祉医療制度を利用していただいているため実績なし。	
長野県	中野市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	70,050	30,234					修学旅行費：過去に実施した実績値のため考えられるが、実績払いの上限設定しているため。近年超えていない。（H14から国単価より高い） 校外活動費（宿泊なし）【中学2年】：過去の実績等による。	
長野県	大町市	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○	○	57,548								体育実技用具費、通学費、医療費は、支給実績なし	
長野県	飯山市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	49,183						
長野県	茅野市	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	63,187									
長野県	塩尻市	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	60,071								医療費は、福祉医療の自己負担額（1レセプトあたり500円）	
長野県	佐久市	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	75,000	61,135						
長野県	千曲市	○						○	22,730			○						○	63,000			○			○	80,880	0					○			○	60,910	60,434					通学費はなし。 通学用品費は1学年を除く。 学校給食費は令和4年度より実費。令和3年度までは定額支給。	
長野県	東御市	○			○	22,730	22,051					○						○	60,000											○		○			○	60,910	46,973					通学費：市独自の支給用により、学校から一定距離以上の通学をしている者全てに支給 医療費：満18歳まで市の福祉医療として無料。 給食費：給食単価×給食日数を支給。	
長野県	安曇野市	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	46,641						
長野県	小海町																																										
長野県	川上村	○						○	26,050		1学年は23,880円	○						○	22,900													○						○	55,900				
長野県	南牧村	○			○	26,050	26,050					○			○	42,000	42,000															○	○	100,000									
長野県	南相木村																																										
長野県	北相木村																																										
長野県	佐久穂町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	60,910						
長野県	軽井沢町	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	60,910						
長野県	御代田町	○						○	22,730			○						○	60,000			○	○	0							支給実績なし	○						○	60,910				
長野県	立科町	○						○	22,730			○						○	55,000													○			○	60,910	60,910					医療費の実績なし。	
長野県	青木村	○						○	22,730			○						○	63,000													○						○	60,910				
長野県	長和町																																										
長野県	下諏訪町	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○			○	60,910	56,202					体育実技用具費及び通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）は実績なし	
長野県	富士見町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000															○			○	60,910	60,910						
長野県	原村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	60,910									
長野県	辰野町	○						○	22,730			○						○	63,000													○						○	60,910				
長野県	箕輪町	○						○	22,730			○						○	63,000													○						○	60,910				
長野県	飯島町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	30,455									
長野県	南箕輪村	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000															○			○	60,910	60,910						
長野県	中川村	○						○	22,730			○						○	63,000													○						○	60,910				
長野県	宮田村	○						○	22,730			○						○	63,000													○						○	60,910				
長野県	松川町	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	45,880						
長野県	高森町	○						○	22,730			○						○	80,000													○	○	62,075							組ごと別（62075、61785、61561、59991）		
長野県	阿南町	○						○	22,730			○						○	63,000													○						○	60,910				
長野県	阿智村	○			○	22,740	22,740					○						○	60,980			○	○	0								○	○	46,000									
長野県	平谷村	○						○	22,730			○						○	28,700													○						○	60,300				
長野県	根羽村	○						○	※		1年生21,700円、その他学年23,800円	○						○	22,900													○			○	55,700	21,865						
長野県	下條村	○						○	22,740			○						○	60,980													○	○	45,319									制度の認知度をより上げていくことが大切と感じる。経済的に困窮している家庭があっても、制度自体を知らない家庭に対して、より効果的に、制度の存在を知ってもらうため、チラシの配布方法や、分かりやすいチラシの内容を心がけるなど、引き続きブラッシュアップを図っていきたい。
長野県	売木村	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	0				実績なし		
長野県	天龍村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	0									
長野県	泰阜村	○						○	25,910			○						○	69,260													○			○	62,300	60,910						
長野県	喬木村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	33,750									
長野県	豊丘村	○						○	22,730			○						○	60,000													○						○	60,910				
長野県	大鹿村	○			○	32,470	0					○			○	79,500	76,500																								無償化		
長野県	上松町	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	63,000															○			○	60,910	60,910						
長野県	南木曽町	○						○	22,730			○						○	0		実績なし											○						○	60,910				
長野県	木祖村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	50,111									
長野県	王滝村																																									令和4年度から王滝中学校は休校中	なし

1．令和5年度就学援助制度の実施について

		1．就学援助制度の周知方法																																	
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるものに○）												（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）						（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるものを全てに○）							（6）（5）のキの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるものを全てに○）							（8）（7）のカの内容
都道府県	市町村名	ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ．学校説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク．民生委員やスクールカーナーなど地域の人に配布	ケ．教育委員会から完業生徒がいる世帯へ案内を送付	コ．その他	（2）（1）のコの内容	ア．申請時期を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ．随時申請を受け付けており、年度末から援助	ウ．随時申請を受け付けており、婚姻を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ．各学期で申請を受け付け、各学期始めから援助	オ．その他	（4）（3）のオの内容・補足事項	ア．申請を希望する者が学校に提出	イ．申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ．申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ．申請の有無にかかわらず、学校に提出	オ．申請の有無にかかわらず、各教育委員会に提出	カ．申請の有無にかかわらず、学校もしくは教育委員会に提出	キ．その他	（6）（5）のキの内容	ア．自ーつ作やすいサイトルや平易な文面の使用	イ．漢字にはフリガナを付記	ウ．援助対象となる年間所得の目安等を記載	エ．各費目の援助額や年間援助額の記載	オ．外国語の申請書を作成	カ．その他	（8）（7）のカの内容
50	52	51	16	22	12	30	51	74	1	7	8	9	1	18	61	0	2	2	51	12	26	0	0	0	1	1	30	1	17	34	11	13	13
長野県	大桑村							○							○				○								○						
長野県	木曽町	○					○	○						○					○								○						
長野県	麻績村	○		○		○		○						○							○						○						
長野県	生坂村	○		○											○						○									○			
長野県	山形村	○		○	○	○	○	○							○					○													
長野県	朝日村	○					○	○						○					○														
長野県	筑北村	○			○		○	○							○				○		○												
長野県	池田町	○	○			○	○	○							○				○														
長野県	松川村			○		○		○			○	区域外就学保護者へは、就学案内の書類とともに送付			○						○						○						
長野県	白馬村	○		○				○							○				○										○	○			
長野県	小谷村	○				○	○	○		○				○					○	○	○							○					
長野県	坂城町	○		○		○	○	○			○	家庭訪問時等に、対象となると思われる家庭に対し、担任教師が説明			○				○								○						
長野県	小布施町					○		○							○				○														
長野県	高山村			○		○		○						○					○														
長野県	山ノ内町	○			○	○		○							○				○								○						
長野県	木島平村							○						○							○												
長野県	野沢温泉村			○				○							○				○											○			
長野県	信濃町	○		○		○		○							○				○		○									○			
長野県	小川村						○	○						○					○								○						
長野県	飯綱町	○					○	○							○				○								○					○	毎年4月に前年度利用者のみではなく、全児童生徒を対象にチラシの配布をしている。
長野県	栄村	○						○							○				○											○			
長野県	上田市長和町中学校組合						○	○							○				○								○						
長野県	飯野町塩尻市小学校組合	○		○			○	○							○						○								○	○			
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○	○				○	○							○				○											○	○		
長野県	塩尻市医野町中学校組合	○	○	○		○	○	○						○							○								○	○	○		
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合	○						○							○				○											○			

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び准要保護）

令和5年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つにつ○）

都道府県	市町村名	<小学校> ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学児童生徒の学用品その費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給をしていない	カ. その他	<小学校> (2)（1）のカの内容	<小学校> ア. 令和4年度（令和4年度新入学分）以前	イ. 令和5年度（令和5年度新入学分）	ウ. 令和6年度（令和6年度新入学分）以降	エ. 未定	<小学校> ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	<小学校> ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載または就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 幼稚園や教育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で説明会及び保護者に対して案内（説明会が開かれる場合など）	ク. 民生委員や スクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 小学校入学予定者がいる家庭へ案内を郵送	コ. その他	<小学校> (6)（5）のコの内容	<小学校> （7）（4）でア. イ. ウ. エに○をした場合、（入学前支給の）1）開始時期 2）申請期日 3）7の場合）支給時期	<小学校> ア. 予算の確保が難しいから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定日数が増えた、支給後に転居・転校した場合の対応など、事務量が増加するから	エ. 入学前支給と就園奨励費支給時期が異なるから	オ. その他	<小学校> （9）（8）のエ及びオの内容
42	42	39	7	7	1	7	1	2	39	9	1	6	0	0	0	0	0	3	20	24	2	22	10	13	7	26	24	4	0	8	2	2	1	2	0	6	0	0	1
長野県	大桑村	○							○											○							○												
長野県	木曽町			○																															○			
長野県	麻績村	○							○											○						○	○											
長野県	生坂村	○							○										○			○					○											
長野県	山形村	○							○											○		○				○												
長野県	朝日村	○							○											○		○				○												
長野県	筑北村	○							○												○	○				○												
長野県	池田町	○							○											○						○												
長野県	松川村	○							○											○						○												制度案内及び申請書類の配布
長野県	白馬村	○							○											○				○														
長野県	小谷村	○							○												○			○		○				○								
長野県	坂城町	○							○										○				○	○		○												
長野県	小布施町			○																												○			○			
長野県	高山村			○																															○			
長野県	山ノ内町	○							○										○			○									○		就学時健康診断の結果送付の際に案内を配布。							
長野県	木島平村	○							○											○		○				○												
長野県	野沢温泉村	○							○											○							○												
長野県	信濃町	○							○											○		○		○		○	○											
長野県	小川村			○																															○			
長野県	飯綱町	○							○										○								○											
長野県	栄村			○																															○			
長野県	上田市長和町中学校組合					○																																
長野県	飯野町塩尻市小学校組合	○							○										○			○					○											
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合					○																																
長野県	塩尻市医野町中学校組合					○																																
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合					○																																

																																		5．　家計急変営業の認定について（重要項目）							
																																		（1）当てはまるもの１つに○							（2）（1）のキの内容
都道府県	市町村名	＜中学校＞ ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学世帯分の費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他	＜中学校＞ （2）（1）のカの内容	＜中学校＞ ア．令和4年度（令和5年度新入学分）以前	イ．令和5年度（令和6年度新入学分）	ウ．令和6年度（令和7年度新入学分）以降	エ．未定	＜中学校＞ ア．4月以前	イ．9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．1月	キ．2月	ク．3月	ケ．4月（入学式前）	＜中学校＞ ア．年度の途中だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定件数が増えると、事務量に伴う負担が増加するなど、事務量が増加するから	エ．入学前支給と保育無償化制度があるから	オ．その他	＜中学校＞ （6）（5）のエ及びオの内容	ア．従前により家計急変営業等の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ．新たに認定基準等を整備し、その基準により認定	ウ．相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ．就学援助制度の給付の柔軟な運用により対応	オ．新たに認定基準等を整備することを検討中	カ．そもそも対象者がいない	キ．その他	（2）（1）のキの内容
10	42	19	6	7	0	7	3	4	10	0	1	5	0	0	0	0	0	3	18	20	2	2	0	6	0	0	0	25	0	48	3	0	4	2	2
長野県	大鹿村	○							○											○										○						
長野県	木曽町			○																				○						○						
長野県	麻績村	○							○											○										○						
長野県	生坂村	○							○										○											○						
長野県	山形村					○																								○						
長野県	朝日村					○																								○						
長野県	筑北村	○							○												○									○						
長野県	池田町	○							○											○										○						
長野県	松川村	○							○										○														○			
長野県	白馬村	○							○											○								○								
長野県	小谷村	○							○												○									○						
長野県	坂城町	○							○										○									○								
長野県	小布施町			○																		○		○						○						
長野県	高山村			○																				○				○								
長野県	山ノ内町	○							○										○									○								
長野県	木島平村	○						入学前の支給制度はあるが、支払い実績がない。	○											○										○						
長野県	野沢温泉村	○							○											○								○								
長野県	信濃町	○							○											○										○						
長野県	小川村			○																				○						○						
長野県	飯綱町	○							○										○											○						
長野県	栄村			○																				○						○						
長野県	上田市長和町中学校組合						○	上田市長和町中学校組合は小学校を所管していないため、中学入学前支給は構成市町の上田市及び長和町で行っている。なお、小学校で支給の請求をしなかった対象者については、入学後に上田市長和町中学校組合で支給をする。																						○						
長野県	飯野町塩尻市小学校組合					○																								○						
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○							○											○								○								
長野県	塩尻市飯野町中学校組合	○							○											○										○						
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合		○									○																			○					

		4. 就学援助制度の概要確認・認定基準について																						5. 生活保護基準見直しによる基準変更への影響及び対応について										6. 就学援助率
		(3) 令和5年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																						4. (3)でソ、タに○をした場合、平成30年10月から段階的に実施されている生活保護基準の見直しに伴い、見直し前と比べて、生活保護基準額が減額となる場合についての令和5年4月以降の対応										
都道府県	市町村名	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村税の課税	ウ. 市区町村税の免除	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 児童扶養手当の一部支給	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 母子・父子・寡婦の減免	コ. 認可保育所の減免	サ. 学校納付金の払い忘れ、未納、滞納、紛失または、学校に不自由していると考えて保護者の生活状態が非常に厳しいと認められるもの	シ. 給食の無償による支給が多い者	ス. 母親の職業が不安定で、生活状態が厳しいと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に金額が変わるもの)(例:生活保護の1.3倍の場合、1.15倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して複雑な定めているもの)(例:生活保護の1.3倍の場合(3万円)、1.15倍(45万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ. 特別支援教育就学奨励費に同じ保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの(係数(倍率)を(4)に記入してください。)(例はコメント欄参照)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)課税者年間収入額に一定の係数を掛けたもの(例、課税最低額(夜間)の10倍、1.5倍等)(係数および年間収入額を(5)に記入してください。)	テ. その他	(4) (3)でソ、タ又はチに○をした場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) (3)でツに○をした場合、市区町村民税所得割課税額に掛ける係数(倍率)	(6) (3)でテと回答した場合、その他の基準の内容	(7) 補足事項	ア. 基準なる額を認定基準に更新)	イ. 基準がないため認定基準を維持)	ウ. (1)にてア、基準なる額を認定基準に更新)による影響があるため、対応しているも、(見直し後の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準で認定安となった世は、改めて、見直し前の生活保護基準に基づく準要保護の認定基準により再認定など)	エ. 生活保護基準見直しの影響が生じないと認定されるため、対応していない(準要保護者がいない、影響を受ける所得層の準要保護者がいない等)	オ. 生活保護基準見直しの影響が生じると認定されるが、対応していない	カ. その他	(2)でエとした場合のその内容	(4) (1)でイ、基準がない		令和4年度
																																	年	月	
02	02	16	81	89	71	12	76	60	60	48	48	68	87	79	49	24	5	13	0	37	41	0	61	4	14	14	5	8	2	1	1	14	14	
長野県	大鹿村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			学校長又は民生(児童)委員が特に援助を認める状態にある者											5%未満
長野県	木曽町		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					○			学校長又は民生児童委員が特に援助を必要と認める状態にある者											10%未満
長野県	麻績村	○	○	○		○	○			○	○			○						○			災害・事故・疾病等の特別な事情により生活が困難。											15%未満
長野県	生坂村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			15%未満
長野県	山形村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			18													15%未満
長野県	朝日村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				14				○					○	教師により、教育委員会が特に援助する必要があると認めるものに対しては認定されう			5%未満
長野県	筑北村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			・学校長又は民生(児童)委員が、特に援助を必要と認める状況にある者 ・保護者等が不慮の災害・事故・疾病等により、その世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者											10%未満
長野県	池田町	○	○				○											○			12													15%未満
長野県	松川村															○					12				○		○							10%未満
長野県	白馬村		○		○	○				○	○					○				○	12		治療費、介護費、高額な復証債務や賠償金の支払い、生計を維持する者の傷病、死亡、失職、失業、離婚等特別な理由で教育委員会が援助を必要と認めるもの			○		○						15%未満
長野県	小谷村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	12		保護者の家庭事情を個別に勘案		○			○						15%未満
長野県	坂城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			校長又は民生委員が特に認めるもの											15%未満
長野県	小布施町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			5%未満
長野県	高山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
長野県	山ノ内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			・保護者等が不慮の災害、事故、疾病等により、その世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められるもの。 ・学校長または教育委員会が特に援助が必要を認めるもの。											15%未満
長野県	木島平村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			援助を必要と認める状態にある者											5%未満
長野県	野沢温泉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																				5%未満
長野県	信濃町		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○			・火災、風水害、雪災、その他の災害にあった者 ・その他学校長又は、民生(児童)委員が特に援助が必要と認める状態にある者											10%未満
長野県	小川村		○				○							○																				10%未満
長野県	飯綱町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	15		学校長又は教育委員会が特に必要があると認められる者			○						平成29	4	10%未満
長野県	栄村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			20%未満
長野県	上田市長和町中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
長野県	飯野町塩尻市小学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	13		学校長又は民生(児童)委員が特に援助を必要と認める状態にある者											10%未満
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	221		・学校長が特に援助を必要と認める状態にある者 ・保護者が不慮の災害、事故、疾病等によりその世帯の生計に著しい変化を生じ、生活が困難と認められる者	・生活保護基準を所得に換算し、それが世帯の総所得で計算された金額の0.21倍未満であれば認定 ・生活保護基準については、例年前年の4月1日の基準を用いていたが、生活保護基準見直しによる影響が出ないよう、見直し前の基準(平成29年4月1日時点)を用いていた。		○							平成25	4	10%未満
長野県	塩尻市医野町中学校組合	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					13					○							29	10	15%未満
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合		○																															5%未満

7. 令和5年度重要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

都道府県	市町村名	(1) 費目毎の設定の有無	学用品費 費目の設定の有無	学用品費 実費・現物支給	学用品費 支給平均額	学用品費 上限額	学用品費 上限の金額	学用品費 支給平均額	学用品費 一定額	学用品費 令和5年度単価	学用品費 その他	学用品費 補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	新入学児童生徒学用品費等 実費・現物支給	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 上限額	新入学児童生徒学用品費等 上限の金額	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 一定額	新入学児童生徒学用品費等 令和5年度単価	新入学児童生徒学用品費等 その他	新入学児童生徒学用品費等 補足事項	通学費 費目の設定の有無	通学費 実費・現物支給	通学費 支給平均額	通学費 上限額	通学費 上限の金額	通学費 支給平均額	通学費 一定額	通学費 令和5年度単価	通学費 その他	通学費 補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	修学旅行費 実費・現物支給	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 上限額	修学旅行費 上限の金額	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 一定額	修学旅行費 令和5年度単価	修学旅行費 その他	修学旅行費 補足事項	(5) 補足事項
82	82	17	1	1	1	15	15	60	60	1	3	76	1	1	1	11	11	11	64	64	0	2	18	12	12	2	2	2	2	2	4	8	74	22	22	36	34	34	19	19	0	4	23
長野県	大鹿村	○						○	11,630			○							○	54,080													○						○	22,690			
長野県	木曽町	○						○	11,630			○							○	54,080																							
長野県	麻績村	○						○	11,630			○							○	54,080													○			○	22,690	22,690					
長野県	生坂村	○						○	11,630			○							○	54,080													○						○	22,690			
長野県	山形村							○	11,630										○	54,080																			○	22,690			
長野県	朝日村	○						○	11,630			○							○	54,080													○						○	22,690			
長野県	筑北村	○			○	11,630	10,661					○			○	54,080	54,080																○			○	22,690	22,690					
長野県	池田町	○						○	11,630			○							○	54,080													○	○	29,512									
長野県	松川村	○						○	11,630			○							○	54,080													○	○	36,189									
長野県	白馬村	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080																○			○	22,690	22,690					※3歳以下の子供がいる世帯で、第3子目 以降の児童については給食費を無償化しております。
長野県	小谷村	○						○	11,630			○							○	54,080													○						○	22,690			
長野県	阿南町	○						○	11,630			○							○	54,080			○						○	40,020			○						○	22,690			体育実技用具費、通学費、クラブ活動費は変 動と定めていたが、本年は支給予定なし。
長野県	小川村	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	45,030																○			○	22,690	22,690					
長野県	高山村	○			○	11,630	11,630					○			○	54,080	54,080																○			○	22,690	22,690					
長野県	山ノ内町	○						○	11,630			○							○	54,080													○	○	34,272									・体育実技用具費は1学年と4学年が支給対象。　・医療費は実績なし。　・通学用品費は1学年を除く。 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は5学年が支給対象。
長野県	木島平村	○						○	11,630			○							○	54,080			○	○		0							○						○	22,690			「体育実技用具費」「校外活動費」「オンライン学習通信費」に上限の設定はあるが、支給の実績はない。 「通学費」「医療費」支給実績なし。
長野県	野沢温泉村	○						○	11,630			○							○	51,080		当年度の実績は無し											○			○	22,690	9				給食費は全額援助対象であるが、一時的な立 て替え払いの負担を軽減するため、「医療費、 児童生・生徒」の保護者の委任を受け、給食 費を村の扶助費から給食センターに支払いを していた。
長野県	信濃町	○						○	11,630			○							○	54,080			○						○	40,020		支給なし	○			○	22,690	22,690					■通学費・・・スクールバスを使用しているため 通学に係る費用がかからない。 ■クラブ活動費・・・年からクラブ活動に対し補 助を出しているため活動費を徴収していない。 ■生徒会費・・・徴収していない。 ■卒業アルバム代等・・・小中一貫校のため 同時に卒業アルバムを作成しない。 ■その他費・・・コロナ等による休校、学級閉鎖 等がなかったため。
長野県	小川村	○	○	11,630								○	○	0									○	○		0							○	○	33,900									※1)対象費目があり支給額0円は全て実績がな いもの。
長野県	飯綱町	○						○	11,630			○							○	54,080			○								○	実費の1/2の額を支給。	○			○	22,690	22,232					・令和4年度について、クラブ活動費及びオン ライン学習通信費は対象児童がおらず実績な し。 ・宿泊を伴う校外活動を行わず、支給なし。 ・体育実技費はスキーレンタル代の支給。 ・生徒会費については、上限額で費目計上し ているが、支出予定なし。 ・医療費については町福祉医療費給付により 対応。 ・通学費については、実費の1/2の額を支給と しているが、支出予定なし。
長野県	栄村	○						○	11,630			○							○	54,080													○			○	22,690	22,690					
長野県	上田市長和町中学校組合																																										
長野県	飯野町塩尻市小学校組合	○						○	11,630			○							○	54,080													○						○	22,690			
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合																																										
長野県	塩尻市奈良井中学校組合																																										
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合																																										

都道府県	市町村名	2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額） （1）. 費目毎の援助額 学用品費 費目の設定の有無	学用品費 実費・限度額支給	学用品費 支給平均額	学用品費 上限額	学用品費 上限の金額	学用品費 支給平均額	学用品費 一定額	学用品費 令和5年度単価	学用品費 その他	学用品費 補足事項	新入学児童生徒学用品費等 費目の設定の有無	新入学児童生徒学用品費等 実費・限度額支給	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 上限額	新入学児童生徒学用品費等 上限の金額	新入学児童生徒学用品費等 支給平均額	新入学児童生徒学用品費等 一定額	新入学児童生徒学用品費等 令和5年度単価	新入学児童生徒学用品費等 その他	新入学児童生徒学用品費等 補足事項	通学費 費目の設定の有無	通学費 実費・限度額支給	通学費 支給平均額	通学費 上限額	通学費 上限の金額	通学費 支給平均額	修学旅行費 一定額	修学旅行費 令和5年度単価	修学旅行費 その他	修学旅行費 補足事項	修学旅行費 費目の設定の有無	修学旅行費 実費・限度額支給	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 上限額	修学旅行費 上限の金額	修学旅行費 支給平均額	修学旅行費 一定額	修学旅行費 令和5年度単価	修学旅行費 その他	修学旅行費 補足事項	（5）補足事項	8. その他 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する長南町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
02	02	14	1	1	14	14	14	58	58	1	3	74	1	1	10	10	10	63	63	0	2	18	12	12	1	1	1	2	2	4	5	72	24	24	31	31	31	17	17	0	3	22	3
長野県	大桑村	○						○	22,730			○						○	63,000													○						○	60,910				
長野県	木曽町	○						○	2,730			○						○	63,000																								令和5年度から ・学用品費から公費負担（小10,000円、中20,000円）する為ため、国予算単価との差額を支給。 ・修学旅行費を公費負担（小44,000円、中65,000円）するため支給額が1回分の予算単価を上回る金額を公費負担しているため）。
長野県	麻績村	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	49,674						
長野県	生坂村	○						○	22,730			○						○	60,000													○						○	60,910				
長野県	山形村																																										
長野県	朝日村																																										
長野県	筑北村	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○			○	60,910	60,910						
長野県	池田町	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	61,000										
長野県	松川村	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	44,833										
長野県	白馬村	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○			○	60,910	60,910					18歳以下の子供がいる世帯で、第3子目以降の児童については給食費を無償化しております。	
長野県	小谷村	○						○	22,730			○						○	63,000													○						○	60,190				
長野県	阿南町	○						○	22,730			○						○	63,000			○						○	80,880			○						○	60,910				
長野県	小谷村西町	○			○	22,730	20,958					○			○	63,000	49,841															○			○	60,910	38,682						
長野県	富山村	○			○	22,730	22,730					○			○	60,000	60,000															○			○	60,910	13,880						
長野県	山ノ内町	○						○	22,730			○						○	60,000													○	○	70,742										・体育実技用具費（スキー用具）は1学年が支給対象。・医療費は実績なし。 ・通学用品費は1学年を除く。 ・校外活動費（宿泊を伴うもの）は3学年を除く。
長野県	木島平村	○						○	22,730			○						○	63,000			○	○	0								○						○	60,910			「体育実技用具費」「校外活動費」「クラブ活動費」「オンライン学習通信費」に上限の設定はあるが、支給の実績はなし。 「通学費」「医療費」支給実績なし。	
長野県	野沢温泉村	○						○	22,730			○						○	60,000													○			○	60,910	0						
長野県	信濃町	○						○	22,730			○						○	60,000			○						○	80,880		支給なし	○			○	60,910	60,910						■体育実技用具費・・・体育実技用具の購入が必要な授業等がない。 ■通学費・・・スクールバスを使用しているため通学に係る費用がかからない。 ■校外活動費（宿泊）・・・宿泊を伴わない校外活動が行われなかった。 ■クラブ活動費・・・町からクラブ活動に対し補助を出しているため活動費を徴収していない。 ■生徒会費・・・徴収していない。 ■その他費・・・コロナ等による休校、分散登校がなかったため。	
長野県	小川村	○	○	22,730								○	○	0								○	○	0								○	○	0										①対象費目があり支給額0円は全て実績がないもの。	
長野県	飯綱町	○						○	22,730			○						○	60,000			○								○	実費の1/2の額を支給。	○			○	60,910	57,167						・令和4年度について、オンライン学習通信費は対象生徒がおらず実績なし。 ・体育実技用具費については、上限額で費目計上しているが、支出予定なし。 ・医療費については町福祉医療費給付により対応。 ・通学費については、実費の1/2の額を至急としているが、支出予定なし。	
長野県	栄村	○						○	22,730			○						○	63,000													○			○	60,910	0						
長野県	上田市長和町中学校組合	○			○	22,730	22,730					○			○	63,000	0			入学前支給											○			○	60,910	42,426						
長野県	飯野町塩尻市小学校組合																																										
長野県	松本市・山形村・朝日村中学校組合	○						○	22,730			○						○	60,000			○								○		○	○	43,461								非通学用品費は1年生を除く ・体育実技用具費は実績なし。 ・医療費は高校3年生まで福祉医療費として給付あり ・通学費は逢坂離通学事業あり	
長野県	塩尻市医野町中学校組合	○						○	22,730			○						○	63,000													○	○	72,014								医療費は、福祉医療の自己負担額（1レセプトあたり500円）	
長野県	小海町北相木村南相木村中学校組合	○						○	26,050			○						○	22,900													○						○	55,900				